

		<p>伊那文化会館では、使用不能に至った資産の除却処理が行われていない。遊休資産や使用不能な資産に関しては、県に報告をすべきである。</p>	<p>使用不能な資産の除却処を行った。 18年度以降は、4半期ごとに遊休資産の報告を求め、資産の有効活用に努めることにした。</p>
	エ アンケート調査の利用について（意見）	<p>各文化会館毎に随時実施しているアンケートは、各館単独での利用に留まり、事業団としてのアンケートの利用に関する方針は無く、得られたアンケート結果を各館で共有化することもない。今後は、利用者ニーズを的確に把握する方法を検討すべきである。</p>	<p>平成17年度から各会館のアンケート結果を事業団事務局で集約し、情報を共有した上で利用者ニーズの反映に努めることにした。 平成18年度から指定管理者制度に移行するに際し、指定管理者に顧客満足度調査の実施を義務付けるとともに、利用者からの意見・要望及びその対応結果を県に報告するよう求めることにした。</p>
	オ 今後の行革案実施のための課題（意見）	<p>平成18年度実施予定の指定管理者制度導入に向け、次の点について、早急に検討が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会館の管理運営業務のみを指定管理者に任せるか</li> <li>② 指定管理者に従来の自主事業・共催事業も含めて任せるか</li> <li>③ 指定管理者に使用料収入または自主企画・共催収入を帰属させるか</li> <li>④ 使用料収入を帰属させた場合の使用料減免の取扱い</li> <li>⑤ 施設管理と舞台製作業務を分けて、それぞれ別の業者が受託できるようにするか</li> </ol>	<p>検討の結果、次のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会館の管理運営業務のみでなく、芸術文化の振興に資する事業を自主事業として指定管理者の業務に含める。</li> <li>② 同上。</li> <li>③ 利用料金制を採用することにより、使用料収入及び自主事業収入も指定管理者に帰属させる。</li> <li>④ 県が承認する芸術文化の振興に資する自主事業は減免扱いとするが、それ以外の事業は通常の扱いとする。</li> <li>⑤ 施設管理と舞台製作業務を一括して委託する。</li> </ol>
	カ 松本文化会館について（意見）	<p>松本市に同じ機能を備える「まつもと市民芸術館」が並存することによる利用客の分散に伴い、松本文化会館の利用率が減少することが予想される。万一、松本文化会館の今後の維持管理費に県財政が耐えられず、かつ両会館の棲み分けができるないという事態になれば、行政単位を超えていずれかひとつの会館により音楽・演劇等の鑑賞機会を提供していくこともひとつの選択肢として検討すべきと考えられる。</p>	<p>平成17年10月に指定管理者を公募した結果、平成18年度から会館の管理者が替わることになった。 今後は、新管理者の創意工夫により、会館の利用率の増加が見込まれるところであるが、まつもと市民芸術館の動向を注視しつつ、指定管理者の指定期間に合わせ、平成20年までに施設のあり方について検討する。</p>
(3) 創造館	ア 使用料について（意見）	<p>受益者負担割合について、今後、正確な行政サービスに係るコストを算定し、そのうち利用者がどれだけ負担すべきかということについて、利用料の改定の可能性も含めて検討していくことが必要である。</p>	<p>各館の運営コストを試算した結果、管理運営費の赤字分を利用者に転嫁した場合、2館平均で使用料を約8倍値上げする必要がある。 使用料の設定については、県民の公平な利用及び芸術文化の振興の観点からも、使用料は類似施設と同程度とすることはやむを得ないと考える。</p>
	イ 委託料について（意見）	<p>飯田創造館において清掃作業の委託を行っているが、勤務実績の報告などなされていない。第三者への履行状況に関する説明及び勤務実績に基づく委託内容の見直しに有用と考えるため、委託業者より実績報告書を受けることが必要である。</p>	<p>月末に実績報告書の提出を義務づけた。</p>
		<p>入札に関する透明性向上の観点から、郵便やインターネットによる一般競争入札を導入することを検討することが望ましい。</p>	<p>平成17年度から予定価格が100万円以上の再委託業務は、原則として一般競争入札とした。 また、前年度の委託費1,061万円に対し、2館で48万円（対前年比4.5%減）の経費節減が図られた。</p>
	ウ 公用財産・備品の管理について（意見）	<p>寄贈された美術品で、所有者が不明、受領を証明する資料がないものも見受けられる。作品を寄贈されたときには、それが寄付の受け入れをすべき評価金額があるものか確かめた上で、作品の所有者を明確化し、台帳や作品にもそれを明示すべきであると考えられる。寄贈作品の受け入れ方法の検討が必要である。</p>	<p>平成17年6月に飯田創造館への寄贈作品について県への受納手続きを済ませた。 また、県の財務規則に定める受納手続きを遵守するように指導した。</p>
	エ 利用率向上の施策について（意見）	<p>利用者増加には、利用時間帯ごとの利用率、利用者層等を把握し、さらに利用を促す施策を行う余地があると考えられる。また、ホームページ上で空き状況を告知し、メールでの申し込みを受け付けることも有効だと考える。さらに美術館で実施している収蔵品の巡回展を組み入れる等の各会館との連携を図ること</p>	<p>平成17年4月以降、データの収集・分析に努めている。 しかし、定期的な利用者が多い創造館では、新規利用者の確保がなされていないことが利用率低下の主要な原因であると考えられるため、館の紹介や体験事業の実施、退職期を迎えた団塊の世代に対する勧誘などにより、利</p>

		が展示スペースの閑散期における利用率の向上につながると考えられる。	率の向上に努めていく。 インターネットでの申込みシステムの開発には数百万円の経費が見込まれ、費用対効果の面から実施の必要性は低いと思われる。また、料金の支払いにより予約が確定する方法の方式を採用しており、仮押さえが可能となる方式の申し込みが適当とは思われない。 平成17年6月に飯田創造館で開催された「洋画の群像」展では、信濃美術館の収蔵作品も展示するなど、他館との連携を図りながら利用率の向上に努めている。
	オ 今後の行革案実施の課題（意見）	県が既に決定された方針に従い、速やかに地元市町村への移管交渉を進めることが望まれる。一方で、地元市町村への移管あるいは指定管理者制度の導入等に拘らず、現時点において、県が創造館自体の利用価値を高める施策を実施することは必要と考えられる。利用状況に関するデータを分析し、利用率向上のための施策を早急に検討すべきである。	地元市と移管のための協議を行っているが、都市公園全体の移管についても併せて検討されており、地元市の厳しい財政状況もあり、平成20年度まで（指定管理期間）の移管は、見送らざるを得ない状況である。
(4) 長野県信濃美術館	ア 固定資産管理について（意見）	県が作成した備品管理票と信濃美術館が作成した所蔵総目録との間で不一致が見られるが、美術品取得基金で取得して一般会計に振り替えられていない美術品でも、備品管理票を作成することが必要であると思われる。	平成17年2月に備品管理票を作成済み。 今後は、基金で取得し一般会計に振り替えられない美術品についても、備品管理票を作成することにした。
		美術品のたな卸しを実施する際には、館内にある全ての美術品を対象に、計画に基づいて実施するとともに、たな卸し結果の証跡も明確に残す必要があると思われる。	資料整理担当者を配置し、美術品台帳により定期的に棚卸しを実施するとともに、その結果を記録することにした。
		美術品を他館に貸出・出品する際の美術品の入出庫について、受払記録簿が作成されていない。また、寄託作品の受払表が作成されていないため寄託財産目録が更新されていない。美術品を他館に貸出しする場合や寄託作品の受払にあたっては、入出庫台帳を作成する必要があると思われる。	平成17年2月に作品貸出の状況が一覧できる貸出記録簿を作成済み。 寄託作品目録は平成17年3月に更新済み。
		比田井天来の作品である「池上」について、所蔵総目録に記載がなく県の備品管理票も存在しない。早急に作品の所有者を調査するとともに、今後、このようなことが発生しないように美術品の取扱いや受入れは所定の手続きを遵守する必要があると思われる。	比田井天来の作品は、県が所有者であると判断されたため、県の備品として登録した。 また、美術品の取扱いや受入れについては、取扱要綱を改訂するとともに、所定の手続きを遵守するように指導した。
		現在、美術館が管理している美術品については、保険をかけていない。本来リスク管理の観点からは、所有品、寄託品に関わらず全ての美術品について付保をすることが望ましいが、予算の制約がある場合には、どの範囲で優先的に付保を行っていくのか検討する必要がある。寄託が長期化することが予想される作品については、優先的に検討する必要があると思われる。	平成18年度における寄託作品の保険に係る予算確保ができなかったため、引き続き予算確保に努めていく。
		美術品以外の備品等の固定資産について管理ラベルが貼付されていないものがある。備品管理票と固定資産の現物を結びつける管理ラベルを貼付することが必要である。	平成17年3月に管理ラベルを貼付済み。 今後は、備品納品時に県職員が立ち会い、備品管理ラベルの貼付を確認し、適正な資産管理に努めていく。
		正式な手続きなく私物のパソコンを持ち込んで作業に利用している。業務上必要なパソコンについては、県に対して購入の予算申請をするか、あるいは美術館内部での正式な手続きを経て個人のパソコンを持ち込むなどの対処が必要と思われる。	平成17年2月に業務用のパソコンを購入するとともに、情報管理を徹底するように指導した。
		信濃美術館は、開館以来40年近く経っている。大掛かりな改築は財政難によって実現は困難としても、機能を維持するだけの修繕は必要であり、現時点で見込める将来的な見通しを立てる必要がある。今後、指定管理者制度を導入するに当たり、美術館の施設運営に係る費用等について負担関係や見積り等が必	各会館の施設等の状況を調査し、平成18年度から平成22年度までの長期の修繕計画を策定した。

	要なため、修繕計画を策定しておく必要がある。	
イ 図録の管理について（意見）	図録について、たな卸しの冊数と図録月別受払表の冊数との間で差異が発生している。今後は、正確な受払表を作成し継続的に図録を管理するとともに、定期的にたな卸しを正確に実施することで正確な図録の在庫量を把握し、差異が発生していれば分析をする必要がある。	平成17年度から2カ月に1度、2名以上の職員で棚卸しを実施することにし、適正な資産管理に努めている。
ウ 利用者増加対策について（意見）	<p>入場者に占める小中学生の割合は5%以下となっており、あまりにも低いといえる。平日の来館者増加を図るため、県内外の小中学校へ積極的にPRをして、社会科見学や修学旅行のコースに含めるようにして来館者数を増やす方策をとる必要があると思われる。特に来館実績のない学校に対しては実際に訪問するなどして利用を促すことが必要と思われる。</p> <p>平成15年度の利用料金の改定の際、他県の11会館の料金を単純に平均して参考にしている。料金の設定に当たっては運営コストを試算するとともに、県内外の他館の料金を参考にしながら利用者にどこまで運営コストを負担させるかを検討すべきであると思われる。</p>	<p>平成16年度から学校教育の一環として美術館利用を促すため、楽しみながら美術を学んでもらえるプログラムを開発し、県内全小・中・高等学校へ案内を配布するとともに、平成17年度から小中学生以下の観覧料を無料化し、美術館への来訪を促している。</p> <p>その結果、平成17年第3四半期末時点での小中学生の入館者数は、前年同期比で約2.5倍に増加している。</p> <p>館の運営コストを試算した結果、管理運営費の赤字分を利用者に転嫁した場合、使用料を約5.6倍値上げする必要がある。</p> <p>使用料の設定については、県民の公平な利用及び芸術文化の振興の観点からも、使用料は類似施設と同程度とすることはやむを得ないと考える。</p>
	<p>代表的な観光名所である善光寺に隣接する好位置にありながら、善光寺に訪れた人数と美術館に来館した人数を比較すると、来館者は善光寺来訪者の僅か1.5~5%程度にとどまっている。入館者を増加させるためには、旅行会社への働きかけ等により善光寺観光のパックに組込む、善光寺や駐車場の目立つところに看板を立てる等の取り組みが必要と思われる。</p> <p>本館の特別展は年に4回開催される事業であり、それが成功するかどうかで年間の来館者数に影響を与えており、潜在的顧客の興味を引き付ける特別展を開催することが期待される。</p>	<p>平成16年度から首都圏大手の旅行会社に対し、観光客誘致のための営業活動を実施している。</p> <p>また、引き続き善光寺敷地内へ看板を設置し、入館者の確保に努めている。</p> <p>潜在的な顧客の興味を引く切り口で特別展の内容を設定するとともに、関連イベントの開催や、チケットの前売り券の発売、臨時託児スペースの設置など、誘客に努めている。</p> <p>平成17年第3四半期末時点での特別展の入館者数は、前年同期に比較し、約2倍に増加している。</p>
	アンケート結果が十分に活用されていない状況にある。アンケート結果にどのように対応していくのかについて検討し結論を出していくことが望ましいと考える。	<p>従前からアンケート結果を館の運営に反映しており、具体的には、フリースペースの拡大、展示室内へのイスの設置、キャッシュへの振り仮名、顧客ニーズに応じたミュージアムグッズ開発などを実施してきた。</p> <p>また、平成17年度においては、アンケートにより得た来館者の基本データ、満足度などを集計、分析し、その結果を18年度以降の展覧会企画、館運営等の事業計画策定に反映させたところである。</p> <p>平成18年度以降は、指定管理者に顧客満足度調査を義務付けるとともに、利用者からの意見・要望及びその対応結果を県に報告するよう求めるにした。</p>
エ 委託料について（意見）	<p>高落札率の契約や随意契約の理由の適切でない委託契約が多くみられた。最近2年間はこのような状態は改善されつつあるといえるが、指名競争入札におけるこのような落札率は異常であり、著しく不合理な入札を防止するための内部管理体制を強化するとともに、契約における競争性を働かせる努力が必要と思われる。</p> <p>警備業務については、「その契約の性質または目的が競争入札に適さないものを締結するとき」を理由に長年にわたり随意契約としていた。警備業務は競争入札に適さない契約とはいえない。今後は、契約の性質または目</p>	<p>平成17年度分契約から一般競争入札を導入するとともに、専門性を必要とする内容以外の業務は、競争性を働かせるため、1者見積書徴収から複数者見積書徴収に変更した。</p> <p>警備業務は、平成15年度分について、指名競争入札を実施した結果、委託料が前年度に比較し、約21万円(対前年比14%減)の経費節減が図られた。</p> <p>警備機器のリース期間が5年であるため、</p>

	的が競争入札に適さないものについてだけ随意契約とすべきである。	その間は随意契約としているが、次回、平成20年度分契約以降、一般競争入札を導入する。
	昇降機械設備保守点検業務は、コスト削減を図るため指名競争入札を検討すべきであると思われる。	平成17年度契約分から複数者から見積書を徴取するように変更した結果、前年度に比較し、約14万円(約18%減)の経費節減が図られた。
	類似した業務で合計すると100万円以上となる委託業務は、コスト削減の観点から各委託業務を見直し、一括できるものについては、契約をまとめて指名競争入札を検討すべきであると思われる。	平成17年度契約分から、空調設備保守点検に係る3業務を指名競争入札に変更し、一括し発注した。 平成18年から、指名競争入札から一般競争入札に変更する。
オ 文書伺いについて (意見)	重要な契約締結承認を求める場合も含め番号がとられていない等により、どのような意思決定が組織内で行なわれたのか網羅的に一覧できない状態となっている。組織としての意思決定の記録を明確にするためにも、簡易文書以外には番号を付し記録することが望ましい。	事業団の文書規定を遵守した文書事務を行うよう指導した。
カ 指定管理者制度の導入上の課題(意見)	<p>指定管理者の選定は、参入意欲のある民間事業者の中から企画立案能力、効率性等を勘案して受託先を決定することにより、県から委託費の削減や利用者にとってのサービス向上を図る必要がある。</p> <p>条例により利用料金制度を採用した場合には、指定管理者は利用料金収入及び地方公共団体からの負担金等の収益をもって管理経費に充当することができるようになった。従来の管理委託制度の場合よりも低いコストで良好なサービスが確保できるのであれば、指定管理者が公の施設の管理を行うことによって適正な利潤を上げることが想定されている。受託業者のインセンティブを向上させるためにも、利用料金制度の導入が望ましいと考えられる。</p>	平成17年10月に指定管理者を公募した結果、2者から応募があり、サービスの向上や経費の節減等の観点から審査を行い、指定管理者を決定した。
	利用料金制度を採用する場合、美術館の場合は利用料金だけで運営経費は賄えないため県の負担金が必要となる。また、利用料金制度をとらない場合にも適正な委託料水準の見積もりが必要となる。	平成17年9月県議会において、長野県信濃美術館条例の一部を改正し、利用料金制を導入した。
	県の芸術文化振興政策に沿った自主事業の実施を確保していく方策、その負担をどのようにするかの検討が必要である。	指定管理者の公募に際し、募集要項で審査項目に「経費節減」があること及び委託料は過去3年間の平均額以内であることを条件とした上で、プロポーサル方式により委託料の提案を受けた。

17教文第642号

平成18年(2006年)2月9日

長野県監査委員様

長野県教育委員会

## 平成16年度包括外部監査に係る措置について(通知)

平成17年3月17日付けで包括外部監査人安井洸治氏から提出のあった、平成16年度包括外部監査の結果に関する報告(及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

## 1 監査の対象となった事件名

芸術文化振興事業に係る公の施設の管理について

## 2 措置の内容

事 項		監査結果(要旨)	措置の内 容
(1) 長野県立歴史館	ア 固定資産管理について(指摘)	予算科目に拘わらず、器具備品を購入した場合は、県へ報告する等して、県から事業のために貸与を受けている備品台帳に速やかに登録されるようにする必要がある。	直営化により、財務規則に則った管理を行った。
	イ 固定資産管理について(意見)	備品等の固定資産に管理ラベルが貼られていない。固定資産管理をする上で現物を特定	管理ラベルの貼付、備品管理台帳の記載内容の改善を行った。

	するためには管理ラベルを貼ることが必要である。また、備品管理台帳上、図書の冊数が一式と記載されており、具体的な冊数や図書名の記載がなされていないので、個々の図書が特定できるように備品管理台帳に枝番号を付すなどの対策が必要であると思われる。	
	受託作品の受払表を作成して、受託財産目録を更新する必要があると思われる。	恒常に受払表の作成等、受託品の整備を行っており、受託財産目録も更新した。
	歴史館は建築後既に10年経過しており、現在は、予算の範囲内で雨漏り防止のための修繕等緊急度の高いものから応急手当的に行われているだけである。早急に今後の修繕計画を策定し、それに沿って予算要求をしていく必要があると思われる。	施設、設備の破損箇所の修繕を行った。引き続き、緊急度や設備の耐用年数などを勘案し、随時見直しを行いながら、計画的に予算要求、修繕を実施していく。
ウ 資金管理について (指摘)	歴史館では、使用料を現金出納簿に登記していない。毎日徴収された使用料は必ず最低1日は、歴史館で保管されることから、現金出納簿を登記することは必要なことである。現金出納簿を省略するのであれば、その旨委託契約上で明記する必要がある。	平成17年度に県の直営とし、財務規則に則った事務処理を行っている。
エ 歴史館事業の意義について (意見)	歴史館で保存されている埋蔵物は、殆ど埋蔵文化財センターから歴史館に移管されたものである。これまで埋蔵文化財センター、歴史館いずれも事業団が県から事業を委託されていたので、埋蔵文化財センターから歴史館への正式な埋蔵物の保管換えの手続は省略されてきた。平成17年から歴史館が県直営となるため、保管の名義変更及び引渡し手続も正式に行うことが必要である。	文化財・生涯学習課、歴史館及び埋蔵文化財センター間で調整を行い、移管手続きを定めた。
	埋蔵文化財センターから歴史館に埋蔵品が引渡しされる際には、保管責任を明確にする上でも、引渡時の検査手続を正式に行う必要がある。また、引渡しを効率的に行う上で、歴史館と埋蔵文化財センターとの間で合意に至った分類方法等に従って、データと現物の移管を行う手続を決めておくことが必要である。	文化財・生涯学習課、歴史館及び埋蔵文化財センター間で調整を行い、移管手続きを定めた。
	歴史館の埋蔵品の収蔵スペースは限界に近づいており、今後は施設の拡充が必要となる。今後、どのような資料を歴史館のいずれの場所に受け入れていくかについて一定の方針を立てることが必要である。また、埋蔵品の整理のための適正な人員配置を確保し、整理計画を速やかに策定する必要がある。	新たな収蔵スペースの確保にあたっては、選別収納等の検討を行いながら、年度内に市町村・関係機関との調整を行い、これに基づいて整理計画を策定し、順次、適正な人員配置を検討していく。
オ 利用者増加対策について (意見)	休日には、すべての高校生以下が無料となるのに対して、平日には、県内の高校生以下ののみ無料として扱われている。利用者を増加させるため、平日の県外の高校生以下料金についても無料化を検討する必要があると思われる。	全国的に教育機関としての博物館の入場無料化が進む中で、今後、全面無料化の対象となる範囲や、収入面における減収問題について検討していくとともに、魅力ある展示内容の工夫などを一層進めていく。
	アンケートの大半が子どものアンケートであり、保護者などの大人の意見が吸い上げられていない。大人の意見も反映できるようにアンケートの回収の方法を工夫あるいは改善する必要があると思われる。	大人向けアンケートも実施するなど、幅広い世代からの意見を参考にして、歴史館の運営に反映させていく。
カ 契約の競争性について (意見)	落札率100%のような不合理な入札を防止するための内部管理体制の整備が必要であるとともに、競争性を働かせ経済的な調達を行う努力が必要と思われる。	県直営化により、地方自治法及び財務規則などに基づいた一般競争入札を実施した。
キ 長野県人権啓発センターとの関係 (意見)	これまでの人権啓発センターの経費を部分的に歴史館が負担してきたが、歴史館の直営化を契機に経費の負担割合を見直すかどうか決まっていないため、早急に検討する必要がある。 今後は、全ての受付業務を一本化し効率的な人材配置を検討する必要がある。 また、歴史館のパンフレットに人権啓発セ	負担割合の見直しについては、双方とも県の施設のため、光熱水費、清掃費用は負担割合を定めて相互に負担しあっている。警備業務などは、その負担割合の算出が困難かつ合理的でないことから、従来どおり歴史館の負担とした。 相互連携については、受付での案内や発行資料の相互配布などでPRの連携を図ってい

	ンターの名前を入れるなど相互PRを図ることを検討する必要がある。	る。
ク 直営化に伴う課題 (意見)	歴史館の直営化後は、県の規定に拘束されるようになり、弾力的な運営が損なわれることが危惧される。直営化に伴う弊害を回避し、弾力的な運営を確保することにより、利用者へのサービス水準を保つ必要がある。	県直営化後も、職員が一丸となって、サービスの向上に努めている。
	今後は、埋蔵文化財センターについても県直営化を検討することが望ましい。	平成16年6月10日付け長野県出資等外郭団体「改革基本方針」において、「現状どおり存続することとする」との方針が示されたので、現状どおり運営する。

監査委員事務局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月16日

長野県飯田消費生活センター所長 久保田 篤

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

長野県飯田消費生活センター庁舎清掃業務委託

#### (2) 役務の特質

長野県飯田消費生活センター庁舎及びその構内の清掃作業

#### (3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

#### (4) 履行場所

飯田市追手町2丁目641-47

長野県飯田消費生活センター庁舎及びその構内

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

#### (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

#### (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

#### (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

#### (5) 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡及び下伊那郡の区域内

に本店、営業所等を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2丁目641-47

飯田消費生活センター

電話 0265(24)8058

### 4 入札手続等

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月28日(火) 午前10時

ただし、本契約に係る予算の議決が3月28日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日）の午前10時とします。

イ 場所 長野県飯田消費生活センター 談話室2

#### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月24日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要があります。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。